三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行

五　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

六　発行額　額面金額で五千四百八十七億円
内訳（別表のとおり）

七　払込金額　六千八十二億六千八百四十一万六千円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成三十年一月二十四日

十一　発行価格　発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$\frac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{1+\left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}}$$

（別表のとおり）

十二　利率　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第十号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365

十三　経過利子の払込み　第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2

十四　利子　（別表のとおり）

十五　償還期限　額面金額百円につき百円

十六　償還金額　銘柄毎の基準利回は、平成三十年一月二十二日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。

十七　入札の基準とする各発行対象国債の利回り

十八　元利金支払場所　日本銀行

十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

二十　払込期日　平成三十年一月二十四日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（十年）（第三百二十九回）	○・八％	平成三十五年六月二十日	二千百九十九億円
利付国庫債券（十年）（第三百三十回）	○・六％	平成三十五年十二月二十日	百億円
利付国庫債券（十年）（第三百四十八回）	○・一％	平成三十九年九月二十日	百十九億円
利付国庫債券（二十年）（第九十七回）	二・二％	平成三十九年九月二十日	八十億円
利付国庫債券（二十年）（第百回）	二・二％	平成四十年三月二十日	十五億円
利付国庫債券（二十年）（第百四十四回）	一・五％	平成四十五年三月二十日	百八十五億円
利付国庫債券（二十年）（第百四十五回）	一・七％	平成四十五年六月二十日	二百六十七億円
利付国庫債券（三十年）（第四回）	二・九％	平成四十二年十一月二十日	五百四十億円
利付国庫債券（三十年）（第六回）	二・四％	平成四十三年十一月二十日	二百八十二億円
利付国庫債券（三十年）（第九回）	一・四％	平成四十四年十二月二十日	九十三億円
利付国庫債券（三十年）（第十一回）	一・七％	平成四十五年六月二十日	百五十二億円

○財務省告示第四十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成三十年一月十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成三十年二月八日　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（五年）（第百二十五回）、利付国庫債券（十年）（第三百十回）及び利付国庫債券（二十年）（第四十四回及び第五十四回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行

五　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

六　発行額　額面金額で二千九百九十八億円
内訳（別表のとおり）

七　払込金額　三千百六十九億五千三十九万二千円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成三十年一月十日